

受けていますか？

がん検診

生涯 がん罹患リスク	がんになる人
男性 65%	年間約 100 万人
女性 50%	

日本人の約1/2が生涯のうちにがんを発症すると言われています。早期発見できればその後の治療の選択肢も大幅に広がります。働く世代が毎年受けている職員健康診断に含まれていない項目もありますので、お住まいの自治体の助成制度を活用したり、健康診断のオプション検査を追加しての受診をおすすめします。

科学的根拠に基づき推奨されているがん検診 厚生労働省HPより

種類	検査項目	対象年齢	間隔
胃	問診+胃部X線検査または胃内視鏡検査	50歳以上 (※1)	2年に1回 (※2)
子宮頸がん	問診+視診+子宮頸部の細胞診及び内診	20歳代女性	2年に1回
	問診+視診+子宮頸部の細胞診及び内診	30歳以上 女性	2年に1回
	問診、視診及びHPV検査単独法		5年に1回 (※3)
肺がん	問診+胸部X線検査	40歳以上	年1回
	喀痰細胞診	50歳以上の *重喫煙者	
乳がん	問診+乳房X線検査（マンモグラフィ）	40歳以上 女性	2年に1回
大腸がん	問診+便潜血検査	40歳以上	年1回

※1 当分の間、胃部X線検査については40歳以上に対し実施可。

※2 当分の間、胃部X線検査については年1回実施可。

※3 罹患リスクが高い人については1年後に受診

*重喫煙者とは、1日の喫煙本数×喫煙年数が600を超える人

がん検診で異常が見つかった場合は、必ず精密検査を受けましょう。
生活習慣と関連が高いがんもあります。生活習慣病の予防も心がけましょう。

一般財団法人 全日本労働福祉協会

TEL:03-5767-1714 FAX:03-5767-1710 URL:<http://zrf.or.jp/>

四谷法人会様主催の生活習慣病健康診断を実施しております。

皆様のご受診をお待ちしております。

併せて、保健指導・健康セミナー・健康相談等お気軽にご相談ください。



Q 株主は、代理人により株主総会での議決事項について議決権を行使することができるのでしょうか。

A 株主は、代理人により議決権を行使することができます。

☆ 会社法第310条第1項は、「株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。」と定めていますので、株主は、代理人により議決権を行使することができるということになります。

ただ、会社の定款によって、代理人を会社の株主に限る旨制限を設けることができることになっていますので、そのような制限がある場合には、株主以外は代理人となることができませんので、注意する必要があります。

なお、このような制限がある場合でも、株主である法人の使用人が法人の代理人として出席した時は、その使用人自身が株主でなくとも、代理人として認めてよいというのが判例の示すところです。

Q 代理人により議決権を行使するについては、どのような手続きが必要となるのでしょうか。

A 株主又は代理人は、会社に対し、代理権を証明する書面を提出する必要があります。

☆ 会社法第310条第1項後段は、「この場合においては、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社に提出しなければならない。」と定めています。

そして、会社法第310条第2項は、「前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしなければならない

い。」と規定していますので、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならないこととなります。

Q 代理権を証明する書面というのは、どのような書面を指すのでしょうか。

A 代理権を証明する書面としては、委任状が該当することになります。

☆ 株主が他人に議決権の行使を委託する場合は、委任契約によって行われるのが通常ですので、代理権を証明する書面としては、委任状が該当することになります。

当該特定の株主総会において議決権を行使する代理権を授与する旨記載され、株主の署名又は記名押印のある書面が委任状として有効となりますので、代理権を証明する書面として当該株主総会の会社に提出することになります。

Q 株主の記名のみで押印のない委任状は、どのように取り扱うことになるのでしょうか。

A 取締役が事前にその場合の取り扱いを定めているときは、その取り決めによることとなりますが、その取り扱いを定めていないときは、その委任状は無効ということになります。

☆ 会社法第298条第1項5号及び会社法施行規則第63条5号によれば、取締役は、「代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項」を定めることができますので、「株主の記名のみで押印のない委任状」も有効として取り扱う旨、

取締役によって予め定められていれば、その定めにより、このような委任状も有効として取り扱われることになります。

Q 会社は、株主総会当日に代理人として出席しようとする者と委任状に表示された受任者とが同一人であるかどうかを確認する必要があるのでしょうか。

A 会社には同一性を確認する義務はなく、委任状を持参して提出した者を受任者として取り扱ってよいと解されています。

☆ 株主は、委任状に表示された受任者に対して代理権を授与したのであって、この受任者だけが代理人として株主総会に出席して議決権を行使できるわけで、株主総会当日に代理人として出席する者と受任者が同一人でなければならないのは当然のことといわなければなりません。

会社としては、同一人であるかを確認する必要があるということになるのですが、例えば、株主総会の受付係の者が、受任者を知っているなどの事情によって同一人であることがすぐに分ければ同一性の判断が容易ではあるのですが、すぐに同一性が判断できない場合には、実際には同一性の有無を判断することは不可能に近いといわざるを得ません。

そこで、会社には同一性についての確認義務はないとされて、実務上、運用されています。

従って、委任状を持参した者は、委任状に表示された受任者とが同一人であると認めて取り扱ってよいと解されているということになります。

関東法律事務所 弁護士 中山 徹

ころばぬ先の杖。何か気になったときは決定する「前」に、印鑑を押す「前」に、気楽にご相談下さい。

会員への無料法律相談（30分間）

お電話でご予約いただきご来所下さい。秘密は何人にも厳守します。

TEL 03-3341-4155 URL <http://www.bengoshi-kanto.com> 新宿区四谷 3-8-9 三井ビル 6F

発明を考えた場合、「企業に商品化してもらう」か、「自分で費用を捻出して商品化して販売する」かの二つの方法が考えられます。どちらもメリット・デメリットがありますが、前者のほうが費用や販売のリスクが少なく、個人発明家にはお勧めです。しかし企業に提案して採用される可能性は「1000に3つ」と言われるほど難関。そのため、一度でも採用されれば大きな成果ですが、今回ご紹介する片山完枝さんは、なんと二度も商品化採用を勝ち取られました。

片山さんは横浜でビーズ手芸教室を営み、日々アクセサリ作りを指導されています。その活動の中で直面した「小さな不便」をきっかけに発想を膨らませ、改良を重ねて新しい道具を生み出しました。

最初の商品化は第25回（2021年）「身近なヒント発明展」に応募した『び〜ずスル〜』です。ビーズ手芸で使うテグスを簡単に通せる針で、従来の針穴方式では糸が二重になり特小ビーズに通しづらいという難点を解決しました。片山さんは教室で、細いワイヤーに何十個ものビーズを通す作業に苦勞し、「テグスの先端が固ければ便利」と着想。注射針を利用した試作を経て、針穴を使わずテグスと一体化させる新発明を考案しました。この仕組みにより作業効率が飛躍的に高まり、ビーズ愛好者や内職で制作に携わる人々の負担軽減に役立つことが期待されます。

自作した試作品をビーズショーで販売した経験から「説明しなければ伝わらない」「個人販売の限界」を痛感しましたが、奇抜な発明品を世に出してきた実績を持つ三陽プレジジョンと出会い、商品化が実現しました。

続く第28回（2024年）では、二つ目の発明『コードストッパー』が同社により商品化。これはリールに巻かれたテグスや細ワイヤーの糸端を留めるベルトで、ほどけや絡まりを防ぎ、次回使う際に糸端をすぐに見つけられる仕組みです。『び〜ずスル〜』の普及活動でテグスを持ち歩くうちにリールから糸が外れて絡まる不便に直面。さらに教室



基本セット
糸通し用ガイド 1個
25mm 針 3本



チュープ針のみ
25mm 針 × 2本
45mm 針 × 2本



の生徒たちもワイヤーが折れて困っていたことから、硬質スポンジやゴムなどで試作を繰り返しました。最終的にナイロン製ベルトに糸通し穴を設けることで、ベルトを外さず出し入れできるアイデアにたどり着きました。

この二つ目の商品化は、三陽プレジジョン担当者から「営業時にもう一点商品が欲しい」と求められたことがきっかけ。提示すると即採用が決定しました。片山さんは「企業に採用されると、雑誌掲載や広告など個人では難しい広報の力を得られ、商品が市場に広く認知される」と語り、発明展を通じて企業とつながる意義を強調されました。

二度にわたる商品化はまさに快挙であり、「発明は日常の小さな不便から生まれる」ことを証明する事例です。片山さんの歩みは、多くの発明者にとって挑戦を後押しする力強い励ましとなるでしょう。

一般社団法人発明学会

発明・アイデアに関するご相談、ご質問がある方は、(一社)発明学会迄お問い合わせください。

毎週火、木、土曜日午後、無料相談を行っています。

問合せ先 (一社)発明学会 YH係 〒162-0055 東京都新宿区余丁町7-1

TEL 03-5366-8811(代) <http://www.hatsumei.or.jp>

甲武鉄道の開通

1894（明治27）年10月

新宿〜牛込

四谷・牛込地区の鉄道のうち、JR中央線は1894（明治27）年10月には新宿・牛込間が、1895（明治28）年4月に牛込・飯田町間が開業しました。当時は甲武鉄道という私鉄で、新宿と八王子を結ぶ路線の延長として建設されました。新宿から東京市内への路線延長は、当初は甲州街道沿いに計画されましたが、青山練兵場や三軒町の工場の後押しもあり、新宿・牛込・飯田町というルートになりました。その後、1890（明治23）年に飯田町・万世橋を出発、1900（明治33）年には当時計画中の東京縦貫高麗鉄道（現・上野、新橋間のJR東横線）の接続を条件に免許状が下付され、このうち1904（明治37）年12月に御茶ノ水までの延長が完成しました。

甲武鉄道の発端は、水運の代わりとなる馬車鉄道の計画でした。

1870（明治3）年に玉川上水の船運が開業しましたが、夥しい違反行為により2年後に禁止され、代替路線として、その堤防沿いに新宿・羽村間に馬車鉄道（甲武馬車鉄道）敷設が企画されました。しかし、堤防沿いの鉄道は認可を得られなかったため経路を変更し、1886（明治19）年11月に新宿・八王子間の敷設免許を得て、1889（明治22）年4月に新宿・立川間、8月には立川・八王子間が開通し、そして都心への延長が企画されたのです。東京市内区間での旅客は順調に増えていきました。そのため1904（明治37）年8月21日に飯田町・中野間を複線化・電化し、日本の普通鉄道では初めて電車運転を行いました。車体長10m程の二軸車でしたが、総括制御を採用し重連運転も可能で、郊外電車として十分な性能を備えていました。

甲武鉄道で使われていた電車は1両だけさいたま市の鉄道博物館で保存されています。この車両は「デ963形」と呼ばれ、1904（明治37）年に甲武鉄道が自社工場で製造したもので、1906（明治39）年の鉄道国有化で国有鉄道に引き継がれると、国鉄初の電車となりました。

1915（大正4）年に私鉄に払い下げられ、1948（昭和23）年に松本電気鉄道（現・アルピコ交通）で引継ぎ、同社の車庫に保存されていた車両を、鉄道博物館の開館にあわせて移設したものです。



新宿・飯田町の間、四谷・牛込地区には信濃町・四ツ谷・市ヶ谷・牛込の各駅があり、そのうち、牛込駅だけが現存しません。牛込駅は甲武鉄道が1894（明治27）年、現在の飯田橋駅の新宿寄りを開業させました。ホームには、外堀の土手側からと神楽坂側から外堀を渡る通路がありました。その後、1928（昭和3）年、牛込駅と飯田町駅（旅客のみ）を統合・廃止し、新たに飯田橋駅を開業させました。牛込駅の歴史は34年で幕を閉じました。



写真：p22 中央線、市ヶ谷〜飯田橋間
p23 上 中央線、四ツ谷〜信濃町間 中左 信濃町駅、中右 四ツ谷駅、下左 市ヶ谷駅、下右 飯田橋駅（西口）



新宿 駅

SHINJUKU STATION

新宿歴史博物館 令和7年度 特別展

新宿駅開業140周年記念

Shinjuku grand terminal

2025

10.12 — 12.14

Sunday

Sunday

開館時間 午前9時30分～午後5時30分
(入館は午後5時まで)

休館日 10月14日(火)・27日(月)、
11月10日(月)・25日(火)、
12月8日(月)

観覧料 一般300円
(常設展とのセット券は500円)、
中学生以下無料

主催 公益財団法人新宿未来創造財団

共催 新宿区、新宿区教育委員会

新宿駅東口玄関(夜景) 昭和20年代後半(1950～1954)
新宿歴史博物館所蔵

新宿区立 新宿歴史博物館
地下1階 企画展示室

〒160-0008 新宿区四谷三栄町12-16
TEL 03-3359-2131 FAX 03-3359-5036

後援 東京都

協力
(五十音順)
小田急電鉄株式会社
京王電鉄株式会社
西武鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
新宿統括センター

詳しくは新宿歴史博物館
ホームページをご覧ください。

